

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行います。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商 号	株式会社竹中工務店
代表者氏名	代表取締役 丁野 成人
本店所在地	大阪府大阪市中央区本町4-1-13
停 止 期 間	1 か月

3 入札参加停止の理由

株式会社竹中工務店の社員が、大阪・関西万博の関連工事を巡り、令和8年8月19日に背任容疑で大阪府警に逮捕された。

【入札参加停止要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当】

4 停止期間の始期及び終期

令和8年9月8日から令和8年10月7日まで（1か月）

（参考） 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上9 か月以内